

報第1号

教育に関する事務に係る予算（令和3年度3月補正）に  
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和4年第1回岐阜県議会定例会に提出する教育に関する事務に係る予算について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年2月17日に別添のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

令和4年3月3日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長                      堀                      貴                      雄

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教総第928号  
令和4年2月17日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会  
教育長 堀 貴雄



教育に関する事務に係る予算（令和3年度3月補正）に  
対する意見について

令和4年2月3日付け財第290号により意見を求められた教育に関する事  
務に係る予算については、異議ありません。



## 令和3年度 3月補正予算額

(単位：千円)

区 分	令和3年度				前年度3月 補正後との比較
	当 初	現 計	3月補正額	3月補正後額	
一般会計予算額	870,360,000	1,044,871,955	31,128,477	1,076,000,432	98.6%
うち教育委員会関係 予 算 額	173,011,466	173,448,593	△ 4,184,576	169,264,017	95.8%
教育委員会関係 予算額の占める割合	19.9%	16.6%	—	15.7%	—

## 教育費の性質別内訳

(単位：千円)

区 分	現 計	構 成 比	3月補正額	3月補正後額	構 成 比	
人 件 費	事務局費	2,597,665	1.5%	491	2,598,156	1.5%
	退職手当・恩給年金	13,730,302	7.9%	252,167	13,982,469	8.3%
	小学校費	57,889,601	33.5%	△ 1,630,529	56,259,072	33.2%
	中学校費	33,130,492	19.1%	△ 672,061	32,458,431	19.2%
	高等学校費	30,596,177	17.6%	△ 275,945	30,320,232	17.9%
	特別支援教育費	14,131,551	8.1%	△ 150,380	13,981,171	8.3%
	その他	940,582	0.5%	△ 129,349	811,233	0.5%
	計	153,016,370	88.2%	△ 2,605,606	150,410,764	88.9%
普 通 建 設 事 業 費	学校建設費 (特別支援学校含む)	7,013,858	4.1%	△ 862,025	6,151,833	3.6%
	その他	935,186	0.5%	△ 54,300	880,886	0.5%
	計	7,949,044	4.6%	△ 916,325	7,032,719	4.1%
そ の 他	高等学校管理費	1,961,070	1.1%	△ 14,635	1,946,435	1.2%
	その他	10,522,109	6.1%	△ 648,010	9,874,099	5.8%
	計	12,483,179	7.2%	△ 662,645	11,820,534	7.0%
合 計	173,448,593	100.0%	△ 4,184,576	169,264,017	100.0%	

# 令和3年度 3月補正予算の概要

教育委員会

今回の補正予算は41億8,457万6千円の減額で、3月補正後の予算額は1,692億6,401万7千円、対前年比95.8%となる。

## [主な補正要求事項]

### 【歳出】

人件費	△2,605,606 千円
・教職員及び事務局職員の給与費等の支給実績見込みによる補正	
普通建設事業費	△916,325 千円
・工事請負契約の入札に伴う差金等による補正	
その他	△662,645 千円
新学校等における感染症対策等事業費	218,250 千円
国補正予算を活用し、県立高等学校等における感染症対策を実施 対象：県立高等学校 63 校＋特別支援学校 20 校 内容：消毒液、CO2 モニターなど保健衛生用品の購入	
・その他実績及び実績見込みによる補正	
就学支援事業費	△443,042 千円
人事管理運営費	△111,684 千円

### 【繰越明許費】

- 新型コロナウイルスの影響による資材の入手難により、繰越すもの
  - ・高等学校修繕費 ほか 32,900 千円
- 文部科学省との補助協議（国補正予算）の進捗を踏まえ、繰越すもの
  - ・学校等における感染症対策等事業費 218,250 千円

### 【債務負担行為】

- 羽島高等学校仮設校舎借上げ（追加分）
  - ・校舎建替工事の工期延長に伴う仮校舎借上げ契約の延長 R3～5 2,000 千円